## 高知県未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 (ひとり親家庭支援給付金)支給事業実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領(平成31年4月1日付け子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して臨時・特別の給付措置を講じる高知県未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(以下「給付金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において、給付金とは、前条の目的を達するため、県により支給される給付金をいう。 (支給対象者)
- 第3条 給付金は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の令和元年11月分の支給(国から支給されるものを含む。)に係る監護等児童(同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。)の父又は母(当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。)のうち、令和元年10月31日(以下「基準日」という。)において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する者が基準日の翌日以後に死亡した場合(この規定により 給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含 む。)は、基準日においてその者の監護等児童であった者に対して支給する。ただし、既に前項に規定 する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

(支給額)

第4条 給付金の金額は、17,500円とする。

(申請期間)

- 第5条 給付金の申請期間は、令和元年8月1日から同年12月20日までとする。ただし、災害その他 やむを得ない事由により当該期間中に申請することができなかった場合においては、この限りでない。 (申請方法)
- 第6条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、基準日前にあっては別記第1 号様式により、基準日以降にあっては別記第2号様式により、知事に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、当該申請者に係る住民基本台帳が記録されている町村を経由して行うものとする。
- 3 申請者は、第1項の規定による申請の際、当該申請者が第3条の規定による支給対象者に該当する ことを明らかにするため、戸籍謄本その他の書類を提出するものとする。
- 4 申請者は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証その他の本人確認書類の写し 等を提出し、又は提示することにより、当該申請者が本人であることを明らかにするものとする。 (代理による申請)
- 第6条の2 現に申請を行っている者が申請者の代理人であるときは、当該代理人は、次の各号のいず れかの方法により、法令の規定により又は申請者の依頼により代理による申請を行うものであること

を明らかにしなければならない。

- (1) 当該代理人が法定代理人である場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は 提出する方法
- (2) 当該代理人が法定代理人以外の者である場合は、委任状を提出する方法
- 2 代理による申請については、前条第4項の規定を準用する。

(申請の取下げ)

- 第7条 第6条第1項の規定による申請を行った者が基準日までの間に次のいずれかに該当することとなった場合は、知事に対し、別記第3号様式により当該申請の取下げをしなければならない。
  - (1) 第3条の規定による支給対象者に該当しなくなった場合
  - (2) 県内町村以外の地方公共団体に転出した場合

(支給方法)

第8条 給付金の支給は、児童扶養手当の振込口座への口座振替により行うものとする。ただし、当該 支給対象者が金融機関に口座を開設していないことその他の事由により口座振替によることが困難な 場合に限り、隔地払により支給するものとする。

(支給の決定)

第9条 知事は、第6条第1項の規定による申請があったときは、基準日の翌日以後、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、当該申請をした者に対し、支給を決定する場合にあっては別記第4号様式により、不支給を決定する場合にあっては別記第5号様式により、通知するものとする。

(支給期日)

第9条の2 給付金の支給は、令和元年11月分の児童扶養手当の支払期日において支給するものとする。ただし、第5条ただし書の規定による申請を行った支給対象者に係るものについては、随時に支給することができるものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

- 第10条 知事は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、支給額、申請の方法及び申請期間その他の事業の概要について、県ホームページへの掲載その他の方法により周知を行うものとする。 (申請が行われなかった場合等の取扱い)
- 第11条 支給対象者から第5条の規定による申請期間中に第6条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が、給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 支給対象者により第6条第1項の規定による申請が行われた後又は知事が第9条の規定による支給 決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず、当該 支給対象者が令和2年2月28日までに当該申請書の補正を行わなかった場合その他支給対象者の責 に帰すべき事由により給付金の支給ができなかった場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。 (不当利得の返還)
- 第12条 知事は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたことが明らかとなったときは、当該支給決定を取り消し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。 (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則

この要綱は、令和元年7月25日から施行する。